

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（合併特例債の発行可能期間の延長）の概要

1 経緯

- (1) 旧合併特例法（H17.3.31失効。ただし、下記の措置は、なお効力を有する。）
 - ・ 平成18年3月31日までに合併した市町村について、合併が行われた年度及びこれに続く10年度に限り、特例的な地方債（合併特例債）を発行可能とすることを措置。
- (2) 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）制定
 - ・ 東日本大震災の被災市町村について、(1)の「10年度」を「15年度」に延長。
- (3) 平成24年改正（題名改正：東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律）
 - ・ ①東日本大震災の被災市町村について(2)の「15年度」を「20年度」に、
②東日本大震災の被災市町村以外の市町村について(1)の「10年度」を「15年度」に延長。



2 改正の趣旨

- 平成24年改正以降、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況（※）にある。
 - ※ 多くの地方公共団体から、合併特例債の発行可能期間の延長を求める要望
- 以上を踏まえ、合併特例債の発行可能期間の延長を行う必要がある。

3 改正の概要

【公布日施行】

- 下記のとおり、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律を改正し、合併特例債の発行可能期間を5年延長する。
 - ① 東日本大震災の被災市町村
改正後：合併が行われた年度及びこれに続く 25年度
 - ② 東日本大震災の被災市町村以外の市町村
改正後：合併が行われた年度及びこれに続く 20年度

※ 題名改正：東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律